

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第182号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定を取り消し、対象となる文書を特定した上、改めて開示可否等を決定すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年4月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成16年4月8日付け砂防第1号による審査請求に係る裁決について（通知）及び裁決書（以下「裁決書等」という。）に至るまでに審査庁が確認した文書等並びに審査庁が作成した書類（ただし、異議申立人による別件の開示請求の対象文書に含まれる文書と重複する文書の写しの交付は不要。）（以下「本件対象文書」という。）」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年4月26日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年6月13日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

行政不服審査法に基づく審査請求書に係る裁決に当たっては、審査請求人及び処分庁から提出された法的書面や証拠物件等の検証を通して、法令を遵守した判断が行われるものである。

しかし、審査庁は、実施機関が作成した文書（別途に開示請求した裁決書の起案文書等は除く。）が存在しないという、通常では考えられない本件処分を強行したものである。

例えば、上級官庁である国土交通省に対して、〇〇〇〇室長が事前の照会をしていないのか。

例えば、処分庁に対して、弁明に際しての内容や方法に関する資料を提供していないのか。

例えば、道路管理者である竹原市に対して、市道峠郷線に関する法的措置の事実関係を照会していないのか。

例えば、道路交通法上の規制関係についてはなど、例示すれば、相当数の文書が存在していると思料されるにもかかわらず、開示請求の対象とした文書である審査庁が作成した文書は、「作成又は取得していない」という一方的な理由をもって不存決定の処分があったものである。

平成15年7月15日付け「審査請求書」の收受から、平成16年4月8日付け「裁決書」の通知までの8か月半の間、審査庁は一体何を確認して、どういう法令を適用して結論を出したのか、具体的な事実の把握方法や関係法令の具体的な解釈の過程が全く分からない。

理由説明書によれば、「3 処分の理由」の(3)の中で、「審査庁が裁決に当たり職権により証拠資料を収集するか否かは、審査庁の裁量に属する事項である。」「審査庁が独自に職権により収集し、作成した資料(裁決の起案文書等は除く。)は存在しない。」と明記している。この「職権により証拠資料を収集するか否かは、審査庁の裁量に属する事項である。」という記述は、処分庁が平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号による不許可処分を裁量権の濫用をもって強行した事実を擁護するため、実施機関が不当な不開示(不存)決定を行ったことを正当化しようと画策したものと思料される。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

行政不服審査法に基づく審査請求に当たって、審査庁は、審査請求人や処分庁から提出された書類や物件に基づき審理を行うほか、係争事実につき、審査庁が必要と認めたときは、その判断により証拠資料を収集し、採否を決定することができる。そして、審査庁が、裁決に当たり職権により証拠資料を収集するか否かは、審査庁の裁量に属する事項である。

本件審査請求については、審査請求人及び処分庁から提出された書類その他の物件以外に、審査庁が独自に職権により収集し、作成した資料(裁決の起案文書等は除く。)は存在しない。また、審査請求に係る裁決についての起案文書には、審査請求人及び処分庁から提出された文書が関係書類として添付されているが、これらについては、別件の開示請求がなされているとして、本件請求の対象となっていないため、行政文書不存決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

実施機関によれば、東広島地域事務所長（以下「処分庁」という。）が平成15年7月7日付けで行った、異議申立人の関係者による砂防指定地内における制限行為の実施及び砂防設備の占用並びに普通河川等土木工事の許可申請に対する不許可処分を不服として、審査庁である実施機関（以下「審査庁」という。）に対し、当該関係者の代理人として異議申立人から審査請求（以下「本件審査請求」という。）が行われたということであった。

本件請求は、本件審査請求の裁決書等に至るまでに審査庁が確認又は作成した文書等の開示を求めたものであり、実施機関は、本件対象文書を作成又は取得していないため、本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、異議申立人による別件の開示請求に対して開示された文書以外に、審査庁が独自に職権により収集し、作成した資料は存在しない旨説明する。

しかしながら、本件請求の開示請求書には、「裁決書等に至るまでに審査庁が確認した文書等並びに審査庁が作成した書類」を開示請求の対象とする旨記載されていることからすると、裁決書等を施行するまでの間において審査庁が収集し、作成した文書を本件対象文書とすべきであり、実施機関が、審査請求の審理に用いるために審査庁が収集し、作成した資料に限定したことは、本件請求の対象となる文書の範囲を狭く解したものと認めざるを得ない。

当審査会では、異議申立人の別の異議申立事案（諮問（情）第224号）を審査し、その審査の過程において、実施機関が本件審査請求の審査庁として平成16年2月18日に現地調査を行っており、この現地調査の旅行命令簿と翌日付けの復命書（以下「復命書等」という。）が作成されていることを確認した。

そうすると、復命書等は、審査庁が裁決書等を施行するまでの間において本件審査請求に関連して作成した文書であり、本件対象文書に該当するものであるから、本件対象文書は存在すると認められる。

以上のことから、実施機関は、復命書等以外にも本件対象文書に該当するものがあるかどうかを再度確認し、改めて本件対象文書を特定すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 26	・ 諮問を受けた。
18. 1. 5	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
19. 1. 12	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
19. 2. 6	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
19. 4. 3	・ 異議申立人から意見書を収受した。
19. 4. 6	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
29. 3. 30 (平成 28 年度第 12 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 25 (平成 29 年度第 1 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 5. 30 (平成 29 年度第 2 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁	広島大学大学院准教授
松 本 亮 （ 部 会 長 ）	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授